

震災伝承CSR促進事業補助金

令和7年度事業募集のお知らせ

宮城県では、持続的な震災伝承の推進体制を構築するため、事業者等がCSR（企業の社会的責任）の一環として県内伝承団体等と連携して実施する震災伝承の取組に対し、その経費を補助します。

対象事業

事業者等が、伝承団体等と連携して実施する社会貢献性を備える非営利事業等で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 震災の記憶・経験の蓄積と発信
- (2) 伝承や防災・減災に関する人材の育成と防災教育の推進
- (3) 多様な主体の連携による伝承の推進

対象者

県内に事業所を置き、営利を目的とする事業を行う法人又はその他知事が認める団体で、次のいずれにも該当しないもの

- (1) 補助金の交付対象となる事業について、国又は市町村等の補助金を受ける場合
- (2) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (3) 県税に未納があるもの

補助限度額（補助率）

300万円以内（1／2）

募集期間

令和7年12月1日（月）午後5時まで（必着）

対象経費

補助対象事業に直接係る経費で次のもの

人件費、諸謝金、旅費、消耗品費、光熱水費、広告費・印刷製本費、通信運搬費、賃料及び施設使用料、行事保険料、その他県が必要と認める費用

※補助事業に要する経費であることが明確なもの（経常経費は対象外）

※消費税額は補助金の対象外

申請方法

下記のウェブサイトから申請書類をダウンロードして必要事項を記載し、添付書類と合わせて下記提出先へ申請してください（直接提出・郵送どちらも可）。

併せて、申請書のデータ（Excel ファイル）を電子メールで提出してください。データの提出のみでは受理としませんので御注意ください。

なお、提出書類一式は本事業の目的のみに使用し、返却はいたしませんので御了承ください。

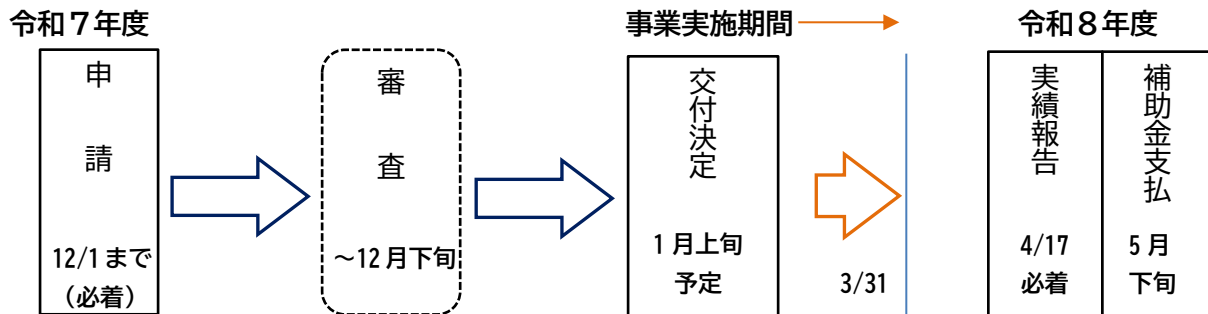
申請書ダウンロード先（宮城県ウェブサイト）

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/densho/csr-hojo.html>

申請書類：交付申請書様式第1号から様式第4号

添付書類：納税証明書（税目：全ての県税）、定款及び登記事項証明書

補助金交付までの流れ（予定）



事業開始後、概算払（費用の前払）を請求することができます。

事業期間の前半は交付決定額の5割まで、後半は交付決定額の7割まで申請可能です。

審査のポイント

申請書をもとに必要に応じてヒアリングを行い、社会貢献性、経済性、実行可能性について審査します。

問い合わせ・提出先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県復興・危機管理部 復興支援・伝承課 震災伝承班
担当：夏目、小山

電話：022(211)2443 FAX：022(211)3519
メールアドレス：denshod@pref.miyagi.lg.jp